

平成29年 第6回別海町教育委員会 会議録

1 開催日時 平成29年4月25日（火）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室

3 出席者 (5名)

教育長	伊 藤 多加志
教育委員	大 塚 保 男
教育委員	木 村 江 里
教育委員	伊 勢 浩 子
教育委員	粥 川 一 芳

4 出席職員 (17名)

教育部次長	山 田 一 志
指導主幹	谷 口 秀 文
学務課長	入 倉 伸 顕
学務課主幹	谷 村 将 志
学務課主査	小 野 勝 彦
学務課主査	佐 藤 亮
生涯学習課主幹	佐々木 いずみ
生涯学習課主査	戸 田 博 史
生涯学習課主査	立 澤 雅 彦
給食センター主査	斎 藤 美智子
中央公民館長	石 川 誠
中央公民館副館長	浦 山 佳代子
西公民館長	新 堀 光 行
西公民館副館長	田 村 康 行
東公民館長	内 山 宏
東公民館副館長	福 原 義 人
図書館、郷土資料館長	千 葉 宏

5 議事日程 議案第1号 別海町奨学資金貸付者の選定について
議案第2号 別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱につ
いて

- 議案第 3 号 別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 4 号 別海町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 5 号 西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委嘱について
- 議案第 6 号 別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第 7 号 別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第 8 号 別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第 9 号 別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第 10 号 別海町図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 11 号 別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 12 号 別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定について
- 報告第 1 号 別海町奨学資金貸付に係る現況報告について

－【開 会】－

伊藤教育長

ただいまから、平成 29 年第 6 回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は 5 名ですので、別海町教育委員会会議規則第 5 条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

開会に当たり、私から一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、教育委員会の新しい職員を紹介させていただきましたが、3 月 31 日には退職辞令交付そして年度が変わり、4 月 3 日には町職員、4 日には、小中学校、校長教頭新採用教員の異動採用昇任の辞令交付がそれぞれ行われました。

新年度体制が始まり、1 か月が終わろうとしております。

4 月 6 日には、各小学校、中学校の入学式、10 日には幼稚園の入園式、別海高等学校の入学式が行われました。

教育委員の皆様にはご出席いただき誠にありがとうございました。

この後、5月になりますと、各公民館の平成寿大学の入学式、そして乳幼児母親家庭教育学級すくすく学級の開級式なども行われます。

多くの町民の方々に参加していただき、スタートできたらと思っております。

また、先週18日には、全小学校中学校で全国学力学習状況調査が行われました。

大変悪天候で心配されましたが、無事終了することができました。

なお、19日には上西春別中学校に地域開放型図書室がオープンいたしました。

図書館の職員がオープンに向けて、本館からの本の移動など、準備などを行ってきました。

週1回の開館ですが、地域開放型図書室をぜひ多くの町民の方々に利用していただき、本に親しんでいただきたいと思いますと思っております。

本日は会議の案件が非常に多いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

伊藤教育長

それでは、日程の第2「前回会議録の承認」に入ります。

平成29年第5回の会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正、ご意見等ありましたら発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

伊藤教育長

はい、なければ平成29年第5回の会議録について承認することとしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

伊藤教育長

はい、ありがとうございます。

－【報 告】－

伊藤教育長

日程第3「報告」に入ります。

3月22日に開催されました、第5回教育委員会から、本日までの行事や実施事業等について事務局から報告願います。

部次長

それでは、本日、教育部長が欠席しておりますので、私の方からご報告申し上げます。

お手元に配付しております報告事項をご覧ください。

3月24日金曜日ですが、午前9時に別海町商工会女性部から小学校新1年生に愛の鈴が寄贈されております。

同日午後1時30分から第3回別海町社会教育委員の会議、別海町公民館運営審議会が開催されております。

3月27日月曜日ですが、教育長、教育部長が北海道教育委員会教育長と、

北海道教育庁新しい高校づくり推進室を訪問しております。

4月26日水曜日には、中標津町において、第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催されます。

教育長、教育部長が出席する予定となっております。

29日水曜日午後3時から、第1回別海町文化財保護審議会会議が開催されています。

30日木曜日午後5時に、別海町観光協会から、小学校新1年生へ「りょウシ君ノート」が昨年に引き続き寄贈されています。

31日金曜日午前10時30分から、教職員の退職辞令交付が行われました。

同日午後3時から、教育委員会職員の退職者出向発令の辞令交付が行われています。

同日午後3時30分から、退職者への辞令交付が行われました。

年度が変わりまして、4月3日月曜日ですが、教育委員会職員の異動、採用等の辞令交付、それから教育長の訓示等が行われております。

4日火曜日午前9時から、庁議が行われました。

同日午後2時から、異動、採用校長、昇任教頭の辞令交付式及び新採用教職員の辞令交付式が議場で行われております。

同日午後3時から定例校長会が行われました。

6日木曜日には、町内小中学校の入学式が行われております。

7日金曜日午後2時30分から、101、102会議室において、平成29年度校長教頭合同会議が開催されました。

10日月曜日には、公立幼稚園の入園式、同日午後1時から、別海高校の入学式が行われております。

11日火曜日午後2時30分から、平成29年度根室複式教育研究連盟総会、研修会が開催されました。教育長が出席しております。

13日木曜日ですが、午前10時30分から、根室で平成29年度第1回根室管内市町教育委員会教育長会議、同日午後1時30分から、平成29年度根室管内公立学校長会議が開催されました。教育長が出席しております。

14日金曜日午後3時30分から、別海町幼児教育研究協議会第43回定期総会が開催されております。教育部長が出席しております。

15日土曜日ですが、平成29年度第22回東京・別海ふるさと会定期総会が東京都で開催されております。教育長が出席しております。

18日火曜日午後2時30分から、平成29年度小中学校事務担当者説明会が行われました。

19日水曜日午後2時30分から、上西春別中学校において、地域開放型

図書室開館式が行われております。

毎週水曜日午後２時３０分から午後５時まで開館してございます。

２０日木曜日午前１０時３０分から、根室市において平成２９年度第１回根室管内市町教育委員会部課長会議が、同日午後１時３０分から、平成２９年度根室管内公立学校教頭会議が開催されております。部次長、学務課長が出席しております。

２４日月曜日午前１０時に、公明党女性局別海支部から雑巾の寄贈がありました。

本日２５日火曜日午前１０時から、第６回教育委員会議が行われております。

以上、雑駁であります但報告とさせていただきます。

－【議 事】－

それではこれから、日程第４「議事」に入ります。

議案第１号「別海町奨学資金貸付者の選定について」事務局から説明願います。

それでは、議案第１号「別海町奨学資金貸付者の選定について」説明いたします。

議案書の１ページ目をお開き願います。

本議案は、別海町奨学資金貸付条例第４条の規定に基づき、平成２９年度の奨学資金貸付に当たり、奨学生として本年４月１０日までに、教育委員会へ貸付申請書の提出があったものについて、新規貸付者の選定を行い、貸付決定を行うものとなっております。

２ページ目をお開き願います。

平成２９年度奨学資金貸付内訳の新規を記載しております。

本年度につきましては、表の１番から６番まで６名の方々より貸付申請書を受理しているところでございます。

申請者の在学内訳ですが、大学が３名、短大専門学校等が３名となっており、申請者６名全員が月３万円の貸付額を希望されている状況となっております。

以上のことから、本年度の新規貸付者への貸付総額につきましては、月額で１８万円、年額で２１６万円を予定しております。

以上で議案第１号の内容説明を終わります。

内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等ありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

ご質問等がなければ採決いたします。議案第１号について、原案のとおり

伊藤教育長

学務課主幹

伊藤教育長

伊藤教育長

	可決することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することといたします。
	それでは、議案第2号「別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について」事務局から説明願います。
学務課主査	議案書3ページになります。
	議案第2号「別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について」説明いたします。
	教育委員会では、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行うこととされていることから、別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項により2名の委員を委嘱しようとするものです。
	委嘱する委員は、元別海町教育委員会指導主幹の楠瀬功氏、元別海町社会教育委員長の山崎宏氏です。
	任期につきましては、平成29年4月1日から点検評価等が終了するまでとなっております。
	以上で説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
	(「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。
	それでは、議案第3号「別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
生涯学習課主幹	議案第3号「別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について」説明いたします。
	本議案については、別海町社会教育委員会設置条例並びに別海町公民館設置及び管理等に関する条例に基づき委嘱している委員が、本年3月31日をもって任期満了になったことから、新たに委嘱するものです。
	5ページをお開きください。
	今回委員として委嘱しようとするのは、議案書に示しておりますとおり、15名で、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年

	間となっております。 委員の委嘱については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することになっております。 ５ページ委員名簿を朗読いたします。 尾上千津子、別海町体育協会役員、社会教育関係者、再任です。 佐藤富士雄、別海町子ども会育成連絡協議会会長、社会教育関係者、再任です。 牧野美佳、すすく学級スタッフ、学校、家庭教育関係者、新任。 今西英雄、元中央公民館長、学識経験者、再任。 森野志保、北海道青少年育成運動推進指導員、社会教育関係者、新任。 佐藤博子、前連合町内会女性部長、社会教育関係者、再任。 戸田日出喜、尾岱沼地区文化協会会長、社会教育関係者、再任。 河嶋正志、別海地区文化協会副会長、社会教育関係者、再任。 民部彰良、中西別文化サークル会員、社会教育関係者、新任。 青野芳樹、公民館コンサート実行委員長、社会教育関係者、再任。 稲村和典、別海中央小学校長、学校教育関係者、再任。 高橋 昭、中春別中学校長、学校教育関係者、再任。 武田 隆、西春別駅前文化協会会長、社会教育関係者、再任。 山口雄司、地区酪農協議会会長、また、記載はしていませんが、上風連中学校のＰＴＡ会長でもあります。家庭教育関係者、再任。 山崎真由美、野付漁協女性部役員、社会教育関係者、再任。 以上、再任１２名、新任３名の１５名です。 以上で説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
	（「なし」の声あり）
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。議案第３号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第３号について、原案のとおり決定することといたします。
	それでは、議案第４号「別海町文化財保護審議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
生涯学習課主査	それでは、議案第４号について説明いたします。 本議案は、別海町文化財保護条例第４条及び別海町文化財保護審議会規則

第32条に基づき委員の委嘱を行うものです。

今回委員として委嘱しようとするのは、議案書7ページに示しておりますとおり7名で、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日となっております。

この7名のうち、武田隆氏を除く6名は再任となります。

今回新たに委員候補といたしました武田氏は、昭和29年生まれの61歳。

西春別駅前文化協会の会長として活躍されており、地域の歴史や文化財に対する関心も強く、委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。

伊藤教育長

内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

ご質問等がなければ採決いたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することといたします。

続いて、議案第5号「西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。

生涯学習課主査

それでは、議案第5号「西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委嘱について」説明いたします。

本議案は、西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則第32条に基づき委員の委嘱を行うものです。

今回委員として委嘱するのは、議案資料9ページに示しておりますとおり6名で、任期は平成29年4月25日から平成31年3月31日となっております。

この6名のうち永光輝義氏を除く5名は、昨年度まで西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員を務めていただいた方々で、引き続き委員として指導助言をいただきたいと考えております。

今回審議となります永光輝義氏ですが、森林総合研究所の研究者として長年研究に従事され、ヤチカンバについてもDNAなどを調査し、更別村との比較研究を行っております。

また、ヤチカンバ保護対策についても提言をされていることから、委員として適任であると判断したものです。

議案資料の1ページに各委員候補の略歴を掲載しておりますので、ご参照

	願います。
	委員会の開催予定回数は、今年度2回、来年度2回程度を予定しており、今年度は、今後行うべきヤチカンバの調査内容について詳細な調査を行うことにしております。
	以上で説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
大塚委員	乾燥化により群落地が消耗したと聞いていましたが、その後はどのような状況でしょうか。
生涯学習課主査	ヤチカンバ群落地の乾燥化については、緩やかながら進んでいるという認識であります。
	ただ、ここ1年で急激に乾燥しているという状況にはありませんので、じっくりと乾燥化を防ぐための検討を行い、その対策を練っていきたいというふうに考えております。
伊藤教育長	その他ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
伊藤教育長	ないようでしたら、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することといたします。
	それでは、議案第6号「別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
中央公民館長	10ページになります。
	議案第6号「別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について」です。
	別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員を次のとおり委嘱します。
	委嘱する委員は奥山美紀子氏、任期については、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第8条第3項に基づき前任者の残任期間となっております。
	期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間となります。以上です。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
	(「なし」の声あり)

伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。議案第 6 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第 6 号について、原案のとおり決定することといたします。 それでは、議案第 7 号「別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
中央公民館長	11 ページになります。 議案第 7 号「別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について」説明します。 別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員を次のとおり委嘱します。 委嘱する委員、蝦名武宣氏、大月さゆり氏、任期については、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第 8 条第 3 項に基づく前任者の残任期間、ちなみにお 2 人は小学校、中学校の教頭で人事異動によるものです。 期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。以上です。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第 7 号について、原案のとおり決定することといたします。 続いて議案第 8 号「別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
中央公民館長	12 ページになります。 議案第 8 号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について、別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員を次のとおり委嘱します。 委嘱する委員については、13 ページをご覧ください。 7 名おりまして、再任が 6 名、新任が 1 名になります。 新任は、大堀 壯氏、職業は酪農業となっております。 任期は 2 年間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。以上です。

伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。 議案第 8 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第 8 号について、原案のとおり決定することといたします。 続いて、議案第 9 号「別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
西公民館副館長	1 4 ページをお開きください。 議案第 9 号「別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について」説明いたします。 本件につきましては、平成 2 9 年 4 月 1 日付けの教職員人事異動に伴い、委員を委嘱しておりました上春別中学校教頭が異動となり、欠員を生じたことにより、新たに赴任してまいりました上春別中学校教頭を委員として委嘱するものであります。 委嘱する委員は、山本和浩氏、任期につきましては、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第 8 条第 3 項に基づく前任者の残任期間といたしまして、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとなっております。以上で説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。 議案第 9 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第 9 号について、原案のとおり決定することといたします。 続いて、議案第 1 0 号「別海町図書館協議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。
図書館長	はい、それでは 1 5 ページをお開きください。 それでは、議案第 1 0 号別海町図書館協議会委員の委嘱についての内容説明させていただきます。 別海町図書館協議会は、別海町図書館設置条例第 5 条において、図書館には図書館法第 1 4 条の規定に基づき、別海町図書館協議会を置くことになっ

	ております。 委員の定数は7名以内とし、委員の任期は2年となっております。 議案提出いたしました別海町図書館協議会委員は5名で活動を行っておりますが、平成29年3月31日で委嘱期間が満了となったことから、新たに平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間の委嘱を行うものです。 別紙のとおり、藤井薫氏を含め3名が再任となっており、2名が新任となっております。 1人は佐藤英敏氏、もう1人は、上西春別小学校校長に赴任されました奥村繁義氏に新任委嘱をするものであります。 以上で、議案第10号の内容説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
	(「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。 議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第10号について、原案のとおり決定することといたします。
生涯学習課主査	続いて、議案第11号「別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明願います。 議案第11号別海町文化スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について、議案第12号別海町文化スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定について関連がありますので、一括してご説明してよろしいでしょうか。
伊藤教育長	はい、お願いします。
生涯学習課主査	それでは、議案第11号、第12号について、ご説明いたします。 議案第11号につきましては、議案書17ページから18ページ、議案第12号につきましては、19ページから20ページになります。 本規則及び規程の一部改正につきましては、別海高等学校間口維持にかかわる支援策の一つとして、部活動等では、これまでは対象としていなかった全道大会などにつながる予選会についても、補助対象の範囲とするため、所要の改正を行うものです。 また、これまで公共交通機関利用の積算方法について、各種割引料金を基本としていたものを、大人運賃での積算に改め、補助の回数についても制限

を設けないこととし、負担軽減につながるようあわせて改正を行うものです。

始めに、議案第11号別海町文化スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部改正についてです。

議案本文の朗読は省略させていただき、お手元の議案資料でご説明いたします。

それでは、議案資料の2ページをお開きください。

新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後の規則で、下線部分が改正箇所であります。

第2条、補助対象者等についてですが、これまで予選会については、補助の対象外としていましたが、議案第12号にあります規定の改定により、別海高等学校在學生に限り、上位大会につながる予選会についても、補助の範囲とすることから、条文中に別海高等学校在學生を加え、対象者として明確にし、見出しを補助金から、補助対象者等に改めるものです。

第4条第1項ですが、条文中、教育委員会を別海町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に改め、第12条の条文中に、補助の範囲、基準等に必要な事項は別に定めるを必要な事項は教育委員会が定めるに改め、文言を整理するものです。

なお、附則といたしまして、この規則は平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

また、参照といたしまして、3ページから4ページに改正後の規則を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、別冊資料の12ページをお開きください。

議案第12号別海町文化スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部改正についてです。

規則と同様に、右側が改正前、左側が改正後の規定となります。

第2条、補助の範囲について、別海高等学校在學生に限り、上位大会につながる予選会についても補助の範囲とすることから、第1項のただし書きに別海高等学校在學生については、上位大会につながる予選会に参加する場合も補助対象とするの文言を追加するものです。

同条第1項第4号、第5号については、補助の回数について、制限を設けないこととすることから、ただし書きをそれぞれ削除するものです。

また、第2条で第1項ただし書きを改めたことから、同条第2項の交付対象としない規定に町外への通学者を第3号として加えるものです。

第5条第1項は、これまで公共交通機関の積算方法は、各種割引料金を基本としていたものを、大人運賃での積算方法とすることから、各公共交通機

	関が定める大人運賃を基準とし、各種割引は適用しないと改めるものです。 13ページをご覧ください。 第8条の表中区分に上位大会のある予選会を追加し、区分、別海高等学校生、交通費及び宿泊費の計、楽器運搬費にそれぞれ50%の割合を加えるものです。 なお、附則といたしまして、この規則は平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。 また、参考といたしまして、15ページから17ページに、改正後の規定を添付しておりますので、後ほどご参照願います。 以上で、議案第11号及び議案第12号の説明を終わります。
伊藤教育長	内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。
大塚委員	あくまでも、別海高校の間口に関わって、高校に対する支援策という観点で、この部分については、今回それに合うように改正しているということでしょうか。
生涯学習課主査	そのとおりです。
大塚委員	ということは、同じ町民であっても別海高校以外に通っている子については、対象にならないということでしょうか。
生涯学習課主査	対象とはなりません。
伊藤教育長	その他にございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
伊藤教育長	ご質問等がなければ採決いたします。 議案第11号、議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
伊藤教育長	異議がないようですので、議案第11号、議案第12号について、原案のとおり決定することといたします。 続いて報告に入ります。 報告第1号「別海町奨学資金貸付に係る現況報告について」事務局から説明願います。
学務課主幹	報告第1号、別海町奨学資金貸付に係る現況報告についての内容について説明いたします。 議案書の21ページをお開き願います。 奨学資金の貸付者の現況報告につきましては、28年度以前に貸し付け決定を受けた奨学生のうち、平成29年度の貸付金継続者の状況について、さきに承認いただきました本年度の貸付者の選定にあわせて、報告を行うこと

としております。

議案書 22 ページをお開き願います。

22 ページには、平成 29 年度の貸付継続者について、奨学資金貸付継続者名簿として一覧表を記載しております。

29 年度の継続貸付者ですが、表の 1 番上にあります 1 番から表の 1 番下まで 20 名について、昨年度に引き続き継続して貸し付けを行うこととしております。

継続貸付者の 29 年度の在学内訳ですが、大学が 14 名、大学院が 2 名、短大専門学校等が 4 名となっており、継続貸付者全員に月 3 万円の貸し付けを行うこととしております。

また、継続貸付者の本年度の貸付総額ですが、22 ページの表の項目、貸付者金額の右から 3 番目のですね、貸付者金額の欄の 1 番下になりますけれども、月額で 60 万円、年額では 720 万円の貸し付けを行う予定をしております。

また、この継続貸付者と先ほど承認いただきました新規貸付者の貸付総額を合わせますと、貸付者総数ですが、まずに総数が 26 名、月額では 78 万円、年額では 936 万円の貸し付けを見込んでおります。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

伊藤教育長

内容説明が終わりましたので、ご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

それでは報告第 1 号について原案のとおり了承することとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

それでは報告第 1 号について原案のとおり了承することといたします。

－【その他】－

伊藤教育長

それでは、議事については全て終了しましたので、日程第 5 その他に入ります。

事務局から何かございますか。

(その他なし)

伊藤教育長

委員さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

それでは、以上で本日予定していました案件については、全て終了いたしました。

これをもちまして、第 6 回教育委員会議を閉会いたします。

皆さんどうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

－【閉 会】－